

第4章 人権教育・人権啓発の推進

【基本的な視点】

- 自分自身の課題としての人権教育・人権啓発の推進
- 生涯にわたる多様な人権教育・人権啓発の推進
- 市民の理解と共感を得る人権教育・人権啓発の推進

2 人権教育・人権啓発を推進するための取組み

(1) 人権教育

①学校教育

ア 人権尊重を基本とした学校運営の推進

学校の教育活動全般を人権という視点からとらえるように努めます。人権教育に教職員が一体となって取り組む体制を整え、学校全体で組織的・継続的に取り組みます。

〈施策の方向性〉

- 安全で楽しく学べる環境づくり
- 個に応じた指導の充実
- 教育相談など支援を必要とする子どもや家庭への対応の充実
- 学校の人権教育の目標・計画を明確にし、学校全体で人権教育に取り組むための体制の整備

①推進のための取組み		
第4章 2-(1)-①-ア 人権尊重を基本とした学校運営の推進		
②施策の方向性		
安全で楽しく学べる環境づくり		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
スクールヘルパーの配置	平成13年度～	教育委員会
⑥事業・取組みの内容		
<p>学校教育の現場において、保護者や地域の住民等が様々な知識や経験を活かしながら子どもの安全対策や教育活動に関する支援などの活動を有償、無償ボランティアとして学校に登録・配置し支援を行う。</p> <p>【取組事例】 登下校の安全指導、挨拶運動、環境整備支援（花壇の手入れ、学校図書館の整備、掲示物の整理等） 学校支援（授業プリントの採点、総合的な学習の時間の講師、特別支援学級への支援等） クラブ活動などの支援 その他の支援</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>地域学校協働本部事業を平成31年度より立ち上げ、中学校区に62本部設置している。また、地域と学校のパイプ役として地域学校協働活動推進員を配置している。令和元年度までは、84,732人が活動していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部活動を休止したため、活動人数が減少している。</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	スクールヘルパーの延べ人数は、新型コロナウイルス感染拡大における緊急事態宣言の発令によって活動の一部を休止していた。そのため、延べ活動人数が、令和元年度は、84,732人、令和2年度は、27,619人、令和3年度は、32,507人と減少している。しかし、令和3年度緊急事態宣言後の延べ活動人数は、増加している。	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より活動を中止していたが、活動再開後は、活動人数が増えている。</p> <p>今後は、感染拡大対策を講じながら活動できる範囲を増やしていき、地域と学校の連携を進めていきたい。また、地域学校協働活動推進員に対して研修を実施することで、地域人材を学校教育につなげていけるようにする。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
令和4年度～ 地域学校協働活動推進員への研修実施		

①推進のための取組み																																		
第4章 2-(1)-①-ア 人権尊重を基本とした学校運営の推進																																		
②施策の方向性																																		
個に応じた指導の充実																																		
③事業名	④実施期間	⑤所管局																																
学校支援のための講師等配置事業	平成18年度～	教育委員会																																
⑥事業・取組みの内容																																		
<p>いじめや、不登校等の問題の未然防止など、学校の課題と状況に応じて学校を支援するための非常勤講師を配置する。</p> <p>講師を配置し、効果的・効率的な活用を図ることにより、学習習慣の確立や基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、確かな学力の向上やコミュニケーション能力の向上等に向けたきめ細かな指導を実現する。</p>																																		
⑦令和3年度までの実施状況																																		
<p>学校の課題、状況を踏まえ、個に応じた指導や支援を必要とする子ども・家庭への対応をサポートするための講師配置を行った。</p> <p>また、令和元年度から、学校の法的課題の解決・予防に向けた体制の充実と教員の負担軽減を図ることを目的とした「スクールロイヤー」を配置。</p> <p>【令和3年度】</p> <p>1 学校支援のための講師等配置事業 計57名（小学校35名、中学校21名、スクールロイヤー1名）</p>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>講師の主な活用方法</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学力アップ(学習指導補助)</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>長欠・不登校対策</td> <td></td> <td>19</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>その他(教頭未配置等)</td> <td>12</td> <td></td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>日本人ALT</td> <td>15</td> <td></td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>35</td> <td>21</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>スクールロイヤー</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table>			講師の主な活用方法	小学校	中学校	計	学力アップ(学習指導補助)	8	2	10	長欠・不登校対策		19	19	その他(教頭未配置等)	12		12	日本人ALT	15		15	計	35	21	56	スクールロイヤー		1	1	合計			57
講師の主な活用方法	小学校	中学校	計																															
学力アップ(学習指導補助)	8	2	10																															
長欠・不登校対策		19	19																															
その他(教頭未配置等)	12		12																															
日本人ALT	15		15																															
計	35	21	56																															
スクールロイヤー		1	1																															
合計			57																															
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																																		
評価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>講師の配置により、子どもの状況に応じたきめ細かな指導が行えるため、学校生活全体を通じて、子どもたちの人権感覚をはぐくむ環境づくりができた。</p>																																	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																																		
<p>学校の課題・状況・問題等を踏まえ、個に応じた指導や支援を必要とする子ども・家庭への対応をさらに充実させていくため講師配置を継続することが重要であり、さらに現状に応じたきめ細やかな指導を行えるような講師配置を進めていく。</p>																																		
⑩令和4年度以降の実施計画																																		
<p>現状の課題に応じた講師配置を計画し、きめ細かな指導を実現する。</p>																																		

①推進のための取組み																				
第4章 2-(1)-①-ア 人権尊重を基本とした学校運営の推進																				
②施策の方向性																				
教育相談など支援を必要とする子どもや家庭への対応の充実																				
③事業名	④実施期間	⑤所管局																		
児童・生徒の自殺予防のための教員等向け研修 (再掲) 第3章 2-(4) 第4章 2-(1)-①-ウ	平成22年度～	保健福祉局																		
⑥事業・取組みの内容																				
<p>児童・生徒の自殺を予防するための取り組みとして、平成21年度に制作した小中学生向けの自殺予防パンフレットの活用に向けて、教育委員会と連携のうえ、市内小中学校のスクールカウンセラー・教員・保護者等を対象に研修を実施する。</p>																				
⑦令和3年度までの実施状況																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回数</td> <td>6回</td> <td>6回</td> <td>6回</td> <td>0回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>延228名</td> <td>延208名</td> <td>延201名</td> <td>0名</td> <td>118名</td> </tr> </tbody> </table>				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	回数	6回	6回	6回	0回	1回	参加人数	延228名	延208名	延201名	0名	118名
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度															
回数	6回	6回	6回	0回	1回															
参加人数	延228名	延208名	延201名	0名	118名															
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																				
評価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>教員及びスクールカウンセラーに対し、自殺対策及び児童・生徒の自殺予防について正しい知識の普及を図ると同時に、学校現場で活用できるツールを提供することにより、教員及びスクールカウンセラーの意識向上を図る機会となっている。</p>																			
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																				
<p>研修を受講した教員・スクールカウンセラーを中心として、学校全体への周知・理解をさらに広げていきたい。</p>																				
⑩令和4年度以降の実施計画																				
継続実施																				

①推進のための取組み		
第4章 2-(1)-①-ア 人権尊重を基本とした学校運営の推進		
②施策の方向性		
教育相談など支援を必要とする子どもや家庭への対応の充実		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
いじめ防止に向けた取組	平成18年度～	教育委員会
⑥事業・取組みの内容		
<p>いじめの問題は、命や生き方、人権に関わる重大な問題であるとともに、不登校や問題行動等子どもが直面する生徒指導上の問題とも密接に関係し、本市教育行政における最重要課題であると認識している。</p> <p>「いじめはどこの学校でも、どの子にも起こりうる」ことを教育に携わる者すべてが改めて認識し、特にいじめられている児童生徒を徹底して守るとともに、いじている児童生徒や周りの保護者に対し「いじめは絶対に許されない」という観点からの指導を行うことが必要である。</p> <p>いじめの状況の把握、分析及び調査・研究、関係機関との連携等によりいじめ問題の解決を図る。</p> <p>児童生徒のコミュニケーション能力を高め、人間関係を調整する能力や技術を身に付けることを通して、好ましい人間関係を育み、いじめ等の生徒指導上の諸問題の未然防止に取り組む。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>(1) 「いじめ問題総点検」の実施 H18. 11月下旬～</p> <p>(2) 「いじめ防止」サミット、フォーラムの開催 (H18～いきいき学びフェスタ、北九州市子どもの未来を開く教育セミナーにおいて実施)</p> <p>(3) 少年サポートチームとの連携</p> <p>(4) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用</p> <p>(5) いじめ撲滅市費講師の活用 (～H21)</p> <p>(6) リーフレット「インターネットによる人権侵害等の対応について」の作成及び配付 H24. 3月</p> <p>(7) ネットトラブル等防止及び啓発・研修事業</p> <p>(8) いじめに関する実態調査(アンケート・面談)の実施 H24. 9月～</p> <p>(9) 学校支援講師配置事業として「フレンドリー指導」 「小中一貫・連携教育推進サポーター」の活用</p> <p>(10) 郵便局と連携したポストパトロールネットワークによる地域での見守り活動 H25. 6月～</p> <p>(11) 手引書「いじめ問題を見過ごさないために」の作成及び配布 H25. 7月</p> <p>(12) いじめ・非行防止連絡会議の開催 H26～</p> <p>(13) 「北九州子どもつながりプログラム」全校で実施</p> <p>(14) いじめの認知・早期発見等に関するリーフレット(「いじめ」って何?)の配布 H29. 3月</p> <p>(15) 「北九州市いじめ防止基本方針」の改定 H29. 11月</p> <p>(16) 「中学校区ミーティング」の開催</p> <p>(17) 家庭向けいじめ防止リーフレットの配布</p> <p>(18) 「北九州市いじめ防止基本方針」の改定 R2. 3月</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>○ いじめ問題の実態把握 いじめの定義や具体的事例について周知徹底を図り、いじめ認知件数が大幅に増加した。また、いじめ問題に対する教職員の意識が高揚し、早期対応・解消につながった。</p> <p>○ 「中学校区ミーティング」の開催 児童会・生徒会等を中心に児童生徒が主体となっていじめ問題の防止策等について話し合うことができた。</p> <p>○ 手引書「いじめ問題を見過ごさないために」の活用 各学校で、「いじめ」に対する共通認識が形成され、いじめ問題に対する基本的な考え方、早期発見・早期対応の取組、校内体制の充実がなされた。</p> <p>○ 「北九州子どもつながりプログラム」を人権教育年間指導計画に位置づけ、計画的な活用を行った。</p> <p>○ 「北九州市いじめ防止基本方針」の改定を踏まえ、いじめの認知を積極的に行い早期発見・早期対応に取り組んだ。</p>	
概ね指針どおり		
一部課題あり		
課題あり		

⑨評価結果を踏まえた課題と見直し

- 「いじめに関するアンケート」や教育相談等の徹底により、いじめの早期発見・早期対応に努める。また、早期発見につながる取組が必要である。
- ネットトラブルの未然防止を図るため、教職員に対してトラブル事例の紹介を含む啓発・研修を継続し、さらなる充実を図る。
- 好ましい人間関係を育み、いじめ等生徒指導上の諸問題を未然に防止するために、小学校1年生から中学校3年生までの9ヵ年間で、「北九州子どもつながりプログラム」と昨年度新たに作成した「追加版」を活用した学習を年間6時間実施する。

⑩令和4年度以降の実施計画

- いじめに関する相談を含むSNS相談事業の実施
- 中学校区でいじめ防止等の取組を話し合う「中学校区ミーティング」の実施
- 児童生徒の北九州市規範意識育成教室において、福岡県弁護士会より講師を招聘し「いじめ問題」に係る法知識等を学ぶ授業の実施。
- ネットトラブル等防止及び啓発・研修事業による教職員への研修実施
- 教職員に対する「対人スキルアップ研修」の実施
- 「北九州子どもつながりプログラム 追加版」の活用

①推進のための取組み		
第4章 2-(1)-①-ア 人権尊重を基本とした学校運営の推進		
②施策の方向性		
教育相談など支援を必要とする子どもや家庭への対応の充実		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
学校への支援体制	平成19年度～	教育委員会
⑥事業・取組みの内容		
<p>学校では、児童生徒、保護者、地域との関わりの中で様々な問題が発生し、その解決が長期化・複雑化することも少なくない。このような問題の未然防止、早期解決および保護者の信頼回復等に向け、教育委員会（学校支援ライン、学校支援チーム、スクールロイヤー）と学校が連携して対応することで、正常な学校運営を目指す。</p> <p>○区担当指導主事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な学校訪問による情報収集、問題発生の予防、早期発見 ・学校単独では解決困難な事案への指導・助言 ・学校教育に対する苦情・相談等への対応 <p>○学校支援チーム（弁護士、精神科医等）が、学校からの相談に対して法的、専門的な見地から助言を行う。</p> <p>○スクールロイヤーが、生徒指導上の諸問題や保護者とのトラブル等に関する幼稚園・学校からの相談に対し、中立的な視点から法的助言を行い、子どもが適切な教育を受けることができるようにする。（令和元年度から活用開始）</p> <p>○スクールソーシャルワーカー、少年サポートチーム等を活用し、様々な角度から問題解決に取り組む。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>○令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーを12名から15名に増員した。 ・学校支援のための学校訪問・・・4903件 ・学校支援チームによる対応・・・175件 ・スクールロイヤーへの相談・・・74件 <p>○令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーを15名から17名に増員した。 ・学校支援のための学校訪問・・・4127件 ・学校支援チームによる対応・・・113件 ・スクールロイヤーへの相談・・・85件 <p>○令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校支援のための学校訪問・・・3522件 ・学校支援チームによる対応・・・151件 ・スクールロイヤーへの相談・・・89件 		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>当施策は、学校で起こる諸問題の未然防止・早期解決等を図るため、学校のみに対応を任せるのではなく教育委員会が早い段階から積極的に関わり、保護者と学校（教職員）との信頼関係を構築しながら正常な学校運営を目指すものである。</p> <p>学校が抱える問題（いじめや暴力行為等）は人権意識の希薄さから発生する事例もあり、学校支援ラインや学校支援チームがこうした観点を踏まえた指導助言を行うことにより大きな効果を得ている。今後も施策の継続・充実の必要性が高い。</p>	

⑨評価結果を踏まえた課題と見直し

- ・コロナウイルス感染症の影響により、学校訪問等による指導・助言が減少している。問題の早期発見等に課題がある。
- ・日頃から、学校と学校支援ライン、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、少年サポートチームおよび関係機関（警察、区役所関係部署、子ども総合センター等）とが連携を深め、学校支援体制を継続、強化していくことが必要である。
- ・年々支援対象者数が増加しているスクールソーシャルワーカーについて、更なる体制の強化を図る必要がある。

⑩令和4年度以降の実施計画

- ・これまでの取組の検証と関係機関との更なる連携強化による支援体制の強化
- ・学校内での問題対応能力の向上に資するための研修等の実施

①推進のための取組み																																									
第4章 2-(1)-①-ア 人権尊重を基本とした学校運営の推進																																									
②施策の方向性																																									
教育相談など支援を必要とする子どもや家庭への対応の充実																																									
③事業名	④実施期間	⑤所管局																																							
スクールソーシャルワーカー活用事業	平成20年度～	教育委員会																																							
⑥事業・取組みの内容																																									
<p>いじめや不登校、児童虐待等の幼児児童生徒を巡る課題の背景には、家庭環境等が複雑に絡み合っている場合が多い。そこで、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、家庭環境への直接的な働き掛けや関係者・関係機関のコーディネート等により、課題を抱える幼児児童生徒や保護者等への支援活動を行う。</p> <p>[主な活動内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例対策検討会等への参加とケースの見立て ・家庭訪問等による状況把握や幼児児童生徒や保護者等に対する助言 ・学校・園、保護者等、関係機関の連携強化を図るための連絡・調整 																																									
⑦令和3年度までの実施状況																																									
<p>スクールソーシャルワーカーを増員(12名→15名)※8月1日から増員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年度</th> <th>支援した児童生徒数</th> <th>ケース会議への参加</th> <th>家庭訪問等</th> <th>関係機関訪問等</th> <th>訪問、電話等による学校への働きかけ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>689人</td> <td>432回</td> <td>7,207回</td> <td>5,855回</td> <td>8,241回</td> </tr> </tbody> </table> <p>スクールソーシャルワーカーを増員(15名→17名)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和2年度</th> <th>支援した児童生徒数</th> <th>ケース会議への参加</th> <th>家庭訪問等</th> <th>関係機関訪問等</th> <th>訪問、電話等による学校への働きかけ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>578人</td> <td>501回</td> <td>8,169回</td> <td>6,383回</td> <td>9,441回</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和3年度</th> <th>支援した児童生徒数</th> <th>ケース会議への参加</th> <th>家庭訪問等</th> <th>関係機関訪問等</th> <th>訪問、電話等による学校への働きかけ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>644人</td> <td>733回</td> <td>9,906回</td> <td>8,210回</td> <td>11,058回</td> </tr> </tbody> </table>						令和元年度	支援した児童生徒数	ケース会議への参加	家庭訪問等	関係機関訪問等	訪問、電話等による学校への働きかけ		689人	432回	7,207回	5,855回	8,241回	令和2年度	支援した児童生徒数	ケース会議への参加	家庭訪問等	関係機関訪問等	訪問、電話等による学校への働きかけ		578人	501回	8,169回	6,383回	9,441回	令和3年度	支援した児童生徒数	ケース会議への参加	家庭訪問等	関係機関訪問等	訪問、電話等による学校への働きかけ		644人	733回	9,906回	8,210回	11,058回
令和元年度	支援した児童生徒数	ケース会議への参加	家庭訪問等	関係機関訪問等	訪問、電話等による学校への働きかけ																																				
	689人	432回	7,207回	5,855回	8,241回																																				
令和2年度	支援した児童生徒数	ケース会議への参加	家庭訪問等	関係機関訪問等	訪問、電話等による学校への働きかけ																																				
	578人	501回	8,169回	6,383回	9,441回																																				
令和3年度	支援した児童生徒数	ケース会議への参加	家庭訪問等	関係機関訪問等	訪問、電話等による学校への働きかけ																																				
	644人	733回	9,906回	8,210回	11,058回																																				
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																																									
評価	<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p> <p>当施策は、いじめや不登校等の幼児児童生徒の人権に関わる課題に対して、学校だけではなく、社会福祉士または精神保健福祉士が、福祉的手法によって家庭への働き掛けを行うものである。</p> <p>教育的視点のみならず、家庭側の視点に立脚した福祉的視点から支援を図ることで、いじめ等の課題が解決・改善したり、家庭環境の改善事例が増えたりするなどの効果が出ており、今後も施策の継続や充実の必要性が非常に高い。</p>																																								
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																																									
<ul style="list-style-type: none"> ・各学校・園でスクールソーシャルワーカーを効果的に活用することができるよう、スクールソーシャルワーカーの活用に関するガイドラインを継続的に各学校に周知するとともに、保護者等に対する周知も工夫していく。 ・年々、支援対象者が増加しているため、今後の支援者数の推移やスクールソーシャルワーカーの対応状況、負担感等を勘案し、増員による体制の充実を図る必要がある。 																																									
⑩令和4年度以降の実施計画																																									
<ul style="list-style-type: none"> ・リーダー（現在2名）を中心とした研修の充実等により、スクールソーシャルワーカー相互の連携強化や資質向上、スキルアップ等を図る。（サブリーダー、リーダーの育成を含む。） ・指導主事や関係機関との更なる連携強化による支援体制の充実を図り、柔軟に支援活動を実施するとともに、取組についても検証を行っていく。 																																									

①推進のための取組み												
第4章 2-(1)-①-ア 人権尊重を基本とした学校運営の推進												
②施策の方向性												
教育相談など支援を必要とする子どもや家庭への対応の充実												
③事業名	④実施期間	⑤所管局										
スクールカウンセラー活用事業	平成7年度～	教育委員会										
⑥事業・取組みの内容												
<p>○ 児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士・公認心理師等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして中学校区（小学校128校、中学校62校）、特別支援学校（8校）、本年度新設された不登校等支援センター等に配置し、生徒指導上の諸問題の未然防止・早期対応に資する。</p> <p>○ スクールカウンセラーは、校長の指揮監督の下に、以下の職務等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒へのカウンセリングを行う。 ・ 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供を行う。 ・ その他、児童生徒の好ましい人間関係づくり等に関し、「対人スキルアップ」、体罰防止のための「アンガーマネジメント研修」や、自殺予防のための「生涯にわたるメンタルヘルスの基礎」等の校内研修を行うなど、有効に活用する。 ・ カウンセリング等に関して教職員及び保護者に対する助言・援助を行う。 ・ 8名が常勤的雇用形態で勤務することにより、より機動的に活動することが可能になったため、情報共有を含め、より一層の小中連携を図る。 												
⑦令和3年度までの実施状況												
<p>○ 平成16年度より全中学校にスクールカウンセラーを配置。</p> <p>○ 平成19年度7月より、週8時間配置校55校に週4時間の追加配置を行い、中学校のカウンセリング時間の拡充と小学校への対応にあてる。</p> <p>○ 平成20年度以降も拡充し、令和3年度の年間配置時間は、5中学校区は272時間、49中学校区は408時間、8中学校区は544時間の配置とした。</p>												
<p style="text-align: center;">【相談件数】 （単位：件）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28,958</td> <td>41,385</td> <td>43,285</td> <td>38,501</td> <td>40,939</td> </tr> </tbody> </table>			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	28,958	41,385	43,285	38,501	40,939
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度								
28,958	41,385	43,285	38,501	40,939								
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由												
評 価												
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>○ 平成19年から、カウンセリング時間の拡充を行い、相談件数が飛躍的に増加している。</p> <p>○ コロナウイルス感染症の影響によりオンラインカウンセリングも取り入れている。</p> <p>○ 児童生徒のカウンセリングのみならず、教職員への情報提供や研修会、ケース会議等において、児童生徒との関わり方についての助言等を行い、学校の教育相談活動の充実につながっている。</p>											
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し												
<p>○ 児童生徒の問題行動等の状況に応じた効果的なスクールカウンセラー等の活用</p> <p>○ 生徒指導体制における効果的な位置づけや教職員との連携、教職員に対する助言・援助の在り方</p> <p>○ 家庭・地域・関係機関との効果的な連携、保護者等に対する助言・援助の在り方</p> <p>○ 月額スクールカウンセラーの増員により、円滑な緊急対応等が行える体制の整備</p> <p>○ スクールカウンセラー配置による効果の数値目標設定の工夫</p>												
⑩令和4年度以降の実施計画												
<p>○ 中学校対応の充実と小学校対応の時間拡充を図る。</p> <p>○ 「小学校5年生全員面接」「小学校6年生、中学校2年生自殺予防教育」等の取組により、問題の早期発見・早期対応を行う。</p>												

①推進のための取組み																																						
第4章 2-(1)-①-ア 人権尊重を基本とした学校運営の推進																																						
②施策の方向性																																						
教育相談など支援を必要とする子どもや家庭への対応の充実																																						
③事業名	④実施期間	⑤所管局																																				
特別支援教育相談支援事業	平成26年度～	教育委員会																																				
⑥事業・取組みの内容																																						
<p>【 目 的 】 幼稚園、小・中学校の通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒に、特別支援教育相談センターの専門家（臨床心理士及び言語聴覚士）が対応することで、より専門的・的確な判断・指導・評価を行い、幼児児童生徒、教職員、保護者への支援を行うとともに、校内支援体制づくりへの助言を行う。</p> <p>【 対 象 】 巡回相談、教育相談を受けている者で、専門家の派遣が必要な幼児児童生徒</p> <p>【 内 容 】 巡回相談や教育相談の申込みのある幼児児童生徒の中で、主訴の改善が困難、二次障害が顕著であるなどのケースに対して、専門家を派遣し多面的に実態把握を行うことで、専門性に裏付けられたアセスメントを行う。</p> <p>○ 教育相談は、家庭生活や学校生活での支援等について、保護者や教職員に指導助言を行う。 ○ 巡回相談は、校内支援体制づくりや個別の指導計画作成等について、園や学校に指導助言を行う。</p>																																						
⑦令和3年度までの実施状況																																						
<p>【巡回相談】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ208回</td> <td>延べ156回</td> <td>延べ139回</td> <td>延べ123回</td> <td>延べ96回</td> <td>延べ95回</td> </tr> </tbody> </table> <p>【教育相談（ ）は早期相談人数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>821人(105人)</td> <td>805人(164人)</td> <td>791人(153人)</td> <td>653人(144人)</td> <td>588人(122人)</td> <td>536人(156人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【専門家の派遣】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>52回</td> <td>71回</td> <td>66回</td> <td>73回</td> <td>63回</td> <td>76回</td> </tr> </tbody> </table> <p>相談件数が減少傾向にある理由として、大きく2点挙げられる。1つ目は、特別支援教育コーディネーターを育成したことにより校内支援体制が整ってきており、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を校内・園で行うことができるようになってきていることである。2つ目に、児童生徒数や学校数が減少していることも要因の1つであると考えられる。</p>			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	延べ208回	延べ156回	延べ139回	延べ123回	延べ96回	延べ95回	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	821人(105人)	805人(164人)	791人(153人)	653人(144人)	588人(122人)	536人(156人)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	52回	71回	66回	73回	63回	76回
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																	
延べ208回	延べ156回	延べ139回	延べ123回	延べ96回	延べ95回																																	
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																	
821人(105人)	805人(164人)	791人(153人)	653人(144人)	588人(122人)	536人(156人)																																	
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																	
52回	71回	66回	73回	63回	76回																																	
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																																						
評 価	<p>・巡回相談、教育相談ともに、各幼稚園・保育所、各学校と連携を図り、教育的ニーズに応じた適切な指導・助言等を行うことができている。また、特別支援教育相談センター配置の専門家（臨床心理士、言語聴覚士）を有効的に活用し、専門的な見地から具体的な支援の方法等を助言することができている。</p> <p>・全校・園で特別支援教育コーディネーターを指名しており、研修等を通して、一人一人の専門性の向上が図られている。それに伴い、年々、特別支援教育コーディネーターを中心とした校園内支援体制が整ってきており、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行うことができている。</p> <p>・関係局との情報交換を行い、早期からの教育相談、支援体制の構築に努めた。また、小学校へのスムーズな移行支援が行えるよう、個別の教育支援計画の作成を促すよう努めた。</p> <p>・分かりやすい相談窓口の提示に向け、「北九州市の特別支援教育」等のリーフレットの改訂を行い、特別支援教育相談センターの相談事業について全校・園に周知するとともに、ホームページ上での情報提供を行った。</p>																																					
概ね指針どおり																																						
一部課題あり																																						
課題あり																																						

⑨評価結果を踏まえた課題と見直し

幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズの多様化に適切に対応するために、校園長による特別支援教育コーディネーターの複数指名を推奨することで、校園内支援体制を引き続き強化していく。また、研修内容を充実させ、子どもや保護者の主訴や教育的ニーズなどに対する対応力を高めたり、相談機関等の効果的な活用の仕方の周知を図ったりできるようにする。

今後、増加が見込まれる幼稚園、保育所等からの相談に適切に対応し、切れ目ない指導支援を行うことができるよう、就学相談や教育相談につながった幼児の個別の教育支援計画の作成や活用を促していくとともに、確実な引継ぎを支援していく。

⑩令和4年度以降の実施計画

- 専門相談員（臨床心理士、言語聴覚士）の適切な派遣
- 特別支援教育コーディネーターを中心とした、校園内支援体制の整備
- 早期支援コーディネーターによる幼稚園、保育所等に対する相談支援の充実

①推進のための取組み		
第4章 2-(1)-①-ア 人権尊重を基本とした学校運営の推進		
②施策の方向性		
学校の人権教育の目標・計画を明確にし、学校全体で人権教育に取り組むための体制の整備		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
人権教育推進事業（目的設定・指導計画）	平成18年度～	教育委員会
⑥事業・取組みの内容		
<p>「北九州市人権行政指針」等を踏まえて、市内全校・園で人権教育に関する全体計画を策定し、教職員の人権問題に対する認識を深め、共通理解のもと学校における人権教育の充実を図る。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>教育課程の編成及び学校の教育活動その他の学校運営の指針として、毎年度当初に市立学校・園の全教員に配布している『「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」の実現に向けた指導のポイント』の中に、人権教育を推進する上での基本姿勢等を示している。また、管理職研修や教職員研修、各学校の校内研修等において、「北九州市人権行政指針」や「指導のポイント」「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」等を活用し、その目的、趣旨の徹底に努めている。</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>人権教育を推進する上での基本姿勢として「人権教育は学校・園における教育活動の基盤である」と 『「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」の実現に向けた指導のポイント』に明記し、学校の教育活動の全般を人権という視点からとらえるように働きかけたことで、各学校・園の人権教育の目標や指導計画の内容は、「北九州市人権行政指針」の趣旨に基づいたものとなっている。また、校内の人権教育の年間研修計画に「北九州市人権行政指針」についての研修を位置付けるように指導してきたことにより、一層内容の周知が図られた。今後とも、教育センターや企画調整課、人権文化推進課と連携しながら、研修等の充実を図る必要がある。</p>	
概ね指針どおり		
一部課題あり		
課題あり		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>「北九州市人権行政指針」「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」の趣旨を踏まえた人権教育教材集を全校で活用している。様々な人権課題に対しての理解と人権を守ろうとする態度や実践力を育てるための指導法の研究の充実を図るために、教育センター研修会等において、この人権教育教材集を紹介し、各校での積極的な活用を推進していく。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<p>人権尊重の視点に立った学校づくりに向け、各校で同和問題、LGBTQ（性的指向・性自認等）、ハンセン病の個別の人権課題を取り上げた校内研修を実施する。 人権行政指針の趣旨を踏まえた人権教育教材集の活用についての指導・助言をする。</p>		

2 人権教育・人権啓発を推進するための取組み

(1) 人権教育

①学校教育

イ 指導方法・教材の改善と充実

知識偏重に陥らないように多様な体験活動や交流学习の実施や、学習教材に身近な事柄を取り上げるなど、子どもたちの興味・関心を生かすなどの工夫を行います。

〈施策の方向性〉

- ・ 確かな人権感覚を身に付けさせるための指導方法の工夫と教材の改善・充実

①推進のための取組み		
第4章 2-(1)-①-イ 指導方法・教材の改善と充実		
②施策の方向性		
確かな人権感覚を身に付けさせるための指導方法の工夫と教材の改善・充実		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
人権教育推進事業（サークル研究助成）	平成18年度～	教育委員会
⑥事業・取組みの内容		
<p>人権教育推進上の課題解決に資するため、教職員7名以上で構成する人権教育実践研究サークルを助成し、その活動成果を人権教育の実践に活用する。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>○ 令和3年度研究テーマおよび助成サークル名</p> <p>A 「人権教育ハンドブック」等の活用による人権感覚に優れた教職員の育成に関する研究 … 霧丘小サークル、到津小サークル</p> <p>B 人権教育教材集「新版 いのち」「明日への伝言板」、その他の教材による人権教育授業実践に関する研究 … 八幡小サークル、三郎丸小サークル</p> <p>C 生涯にわたるメンタルヘルスの基礎（自殺予防教育）の推進に関する研究 … 黒崎中央小サークル、富野中サークル</p> <p>D 北九州市子どもつながりプログラム（北九州市対人スキルアッププログラム）等の活用による好ましい人間関係づくりに関する研究 … 今町小サークル、高須小サークル、向洋中サークル</p> <p>E インターネット人権侵害に関する研究 … 香月中サークル</p> <p>○ 助成期間 令和3年6月1日（火）～ 令和4年2月25日（金）</p> <p>○ 助成金額 1サークル 100千円</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
<p>評 価</p> <p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>	<p>本市学校教育の重要課題であるいじめ対策や生涯にわたるメンタルヘルスの基礎教育をはじめ、新たな人権課題である「インターネットによる人権侵害」等に関する取組や、「人権教育ハンドブック」等を活用した研修について、焦点化した実践研究を行った。これらの成果を本市人権教育関連諸事業の充実に生かすことができた。</p> <p>系統性を考えた「対人スキルアッププログラム」が完成し、平成27年度より、全校で実施している。また、人権意識の高揚を目指し、「明日への伝言板」の活用、「新版いのち」等を活用した授業実践が行われ、これらの教材が有効であることが分かった。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>○ 「明日への伝言板」「人権啓発映画」等のすぐれた人権教育資料を、教材としてさらに多くの学校で活用することができるように実践研究が必要である。</p> <p>○ 「北九州子どもつながりプログラム」を活用した対人スキル等の研究を推進したことで、児童生徒の人間関係づくりに成果を上げている。新たに加えた「北九州子どもつながりプログラム追加版」を含めた対人スキルアップ学習の系統的、効果的な実践に向けて、今後も実践研究が必要である。</p> <p>○ インターネット等による人権侵害、性的マイノリティなど新たな人権課題に対して研究が望まれる。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<p>○ 本市人権教育の推進にかかわる課題解決に向け、サークルならではの有効な実践研究を推進助成する。</p>		

①推進のための取組み		
第4章 2-(1)-①-イ 指導方法・教材の改善と充実		
②施策の方向性		
確かな人権感覚を身に付けさせるための指導方法の工夫と教材の改善・充実		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
心の教育推進事業	平成18年度～	教育委員会
⑥事業・取組みの内容		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 豊かな体験を通して、自己の生き方についての考えを深める道徳教育を推進する。発達段階や連続性・一貫性を考えた幼稚園・小・中学校での豊かな体験活動、伝統文化に親しむ体験活動などに取り組む。 ○ 北九州市の郷土の文化と伝統を大切にする心の育成を行うため「北九州道徳郷土資料」や道徳科の教科書、文部科学省作成教材「私たちの道徳」、人権教育教材集「新版 いのち」等を活用し、道徳科の時間の指導の充実を図る。 ○ 豊かな情操を養うため、感受性の豊かな中学生に対して芸術性の高い演劇・音楽・美術等の鑑賞の取組を行う。 		
⑦令和3年度までの実施状況		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 伝統文化体験事業（小・中学生による伝統文化の体験活動） ○ 北九州道徳郷土資料、道徳科の教科書、私たちの道徳、新版 いのちの活用 ○ 中学生舞台芸術鑑賞教室 ○ 中学生音楽鑑賞教室 ○ 中学生美術鑑賞教室 		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校、家庭、地域との連携が一層図られるようになった。 ○ 幼児児童生徒の実態や発達段階に即して、人権の意義や内容についての理解を深めることができた。 ○ 自分を大切にするとともに他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面での態度、行動に表れるように「心の教育」を推進することができた。 ○ 郷土や地域を愛する心情が培われている。 ○ 芸術性の高い音楽・芸術・美術の鑑賞を通して、児童生徒の豊かな心を育むことに効果があった。 	
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 豊かな心を育むためには、現在の事業の一層の充実を図るとともに、学校・家庭・地域等との一層の連携が必要である。 		
⑩令和4年度以降の実施計画		
継続実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 伝統文化体験事業については、小・中学校19校が実施する予定である。 ○ 文科省委託事業を活用した北九州市道徳教育推進事業を継続実施する。 		

①推進のための取組み																																																																						
第4章 2-(1)-①-イ 指導方法・教材の改善と充実																																																																						
②施策の方向性																																																																						
確かな人権感覚を身に付けさせるための指導方法の工夫と教材の改善・充実																																																																						
③事業名								④実施期間		⑤所管局																																																												
人権教育推進事業（副読本/資料集等を活用した人権教育の実践）								平成18年度～		教育委員会																																																												
⑥事業・取組みの内容																																																																						
<p>学校における人権教育の指導資料や教材の整備・拡充を推進し、人権教育教材集や視聴覚教材等を効果的に活用した人権教育の充実を図る。</p>																																																																						
⑦令和3年度までの実施状況																																																																						
<p>○ 人権週間入選「標語」作品のポスター作成および全校・園への配布（毎年6月） ※ 令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による休校に伴う授業時数確保のため、市全体での人権週間（標語、ポスター等の募集、作品展）は中止。 ○ 指導用リーフレット「かけがえのない命を大切にするために」の作成および全教員への配布（平成19年5月・平成23年10月）毎年新採教諭・講師に配布 ○ 人権教育指導資料「人権教育ハンドブック」の作成および全教員への配布（平成20年3月）毎年新採教諭・講師に配布 ○ 人権教育教材集「新版 いのち」、視聴覚教材等の効果的な活用について、指導主事が校内研修等で指導・助言</p>																																																																						
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																																																																						
評価		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">①「新版いのち」</th> <th colspan="4">②副読本「いのち」</th> <th colspan="2">③視聴覚教材</th> <th colspan="2">④明日への伝言板</th> </tr> <tr> <th>小学校低学年</th> <th>小学校高学年</th> <th>中学校</th> <th>小学校低学年</th> <th>小学校中学年</th> <th>小学校高学年</th> <th>中学校</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>22.8</td> <td>19.2</td> <td>21.4</td> <td>1.4</td> <td>1.3</td> <td>1.8</td> <td>2.5</td> <td>6.4</td> <td>5.8</td> <td>17</td> <td>10.6</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>20.7</td> <td>17.1</td> <td>20.2</td> <td>1.6</td> <td>2.2</td> <td>1.8</td> <td>2.6</td> <td>6.9</td> <td>6.9</td> <td>12.9</td> <td>9.1</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>20.7</td> <td>20.6</td> <td>20.0</td> <td>1.3</td> <td>1.6</td> <td>1.7</td> <td>2.6</td> <td>7.6</td> <td>7.7</td> <td>13.9</td> <td>8.6</td> </tr> </tbody> </table>											①「新版いのち」			②副読本「いのち」				③視聴覚教材		④明日への伝言板		小学校低学年	小学校高学年	中学校	小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	令和元年度	22.8	19.2	21.4	1.4	1.3	1.8	2.5	6.4	5.8	17	10.6	令和2年度	20.7	17.1	20.2	1.6	2.2	1.8	2.6	6.9	6.9	12.9	9.1	令和3年度	20.7	20.6	20.0	1.3	1.6	1.7	2.6	7.6	7.7	13.9	8.6
	①「新版いのち」			②副読本「いのち」				③視聴覚教材		④明日への伝言板																																																												
	小学校低学年	小学校高学年	中学校	小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校																																																											
令和元年度	22.8	19.2	21.4	1.4	1.3	1.8	2.5	6.4	5.8	17	10.6																																																											
令和2年度	20.7	17.1	20.2	1.6	2.2	1.8	2.6	6.9	6.9	12.9	9.1																																																											
令和3年度	20.7	20.6	20.0	1.3	1.6	1.7	2.6	7.6	7.7	13.9	8.6																																																											
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり		<p>○「新版 いのち」、「明日への伝言板」の教材としての活用は小学校高学年で増えている。人権教育教材としての活用は定着した。 ○人権教育指導資料「人権教育ハンドブック」は、ほぼ全校の研修で活用されている。また、管理職研修会や新採の研修会などでも、講師や指導主事が、人権教育ハンドブックを活用した研修を行っている。 ○新たに作成した「教職員のためのLGBT(Q)の子どもたちへの支援ハンドブック」を活用した研修をほぼ全校で実施した。</p>																																																																				
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																																																																						
<p>○ 現在の人権課題に応じた人権教育教材集「新版 いのち」の効果的な活用に向け、今後も授業実践を積み重ねていく。 ○ 「明日への伝言板」等の教材としての活用に関する指導助言を行う。 ○ 人権教育教材集「新版 いのち」等の計画的・効果的な活用を今後も推進していく。</p>																																																																						
⑩令和4年度以降の実施計画																																																																						
<p>○ 人権教育教材集「新版 いのち」の活用に関する指導・助言と活用状況調査 ○ 「明日への伝言板」等の活用に関する指導・助言 ○ 「子どもつながりプログラム」（対人スキルアッププログラム）追加版の各学校への周知</p>																																																																						

①推進のための取組み		
第4章 2-(1)-①-イ 指導方法・教材の改善と充実		
②施策の方向性		
確かな人権感覚を身に付けさせるための指導方法の工夫と教材の改善・充実		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
副読本・教材の効果的な活用	平成18年度～	教育委員会
⑥事業・取組みの内容		
<p>○ 福祉・ボランティア教育、男女共同参画等の副読本や教材を授業等で効果的に活用する。</p> <p>○ 「北九州スタンダードカリキュラム」において、教科等の単元・題材に関連する副読本のページ等を記載したり、教科等の研修会で具体的な活用方法を示したりして、授業等において、効果的に活用されるように働きかけを行っている。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>○ 学校における「やさしさのあるまちづくり」「男女共同参画社会に関する副読本」などの各種の副読本の積極的な活用や地域における家庭教育学級等での活用など、それぞれの発達の段階に応じた教育・学習機会の充実を図った。</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>○ 「やさしさのあるまちづくり」「環境教育副読本」「男女共同参画社会に関する副読本」などの各種の副読本を授業やその他の教育活動の場面で折にふれて活用を図っている。地域における家庭教育学級等での活用もそれぞれの状況に応じて行っている。副読本の内容や活用方法の周知が徐々に図られている。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>○ 副読本・教材の効果的な活用を今後も継続していく。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
継続実施		

①推進のための取組み		
第4章 2-(1)-①-イ 指導方法・教材の改善と充実		
②施策の方向性		
確かな人権感覚を身に付けさせるための指導方法の工夫と教材の改善と充実		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
教職員人権教育研究等推進事業	平成17年度～	教育委員会
⑥事業・取組みの内容		
<p>教育実践サポート室の整備・・・人権教育に関する情報・資料の収集を行い、広く教職員に公開することで、各校における人権教育の推進を図る。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>人権教育に関する資料（書籍、DVD等）を収集し、必要な情報を容易に取り出せるよう、教育センター3階の教育実践サポート室の環境整備を行った。</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
<p>概ね指針どおり <input checked="" type="checkbox"/> 一部課題あり <input type="checkbox"/> 課題あり</p>	<p>教育実践サポート室の人権教育に関する資料は年々充実している。しかし、コロナ禍で利用者数は減少傾向にある。さらなる広報活動の充実を図る。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>HPや「k i t a Qせんせいチャンネル」（北九州市教職員専用サイト）を活用するなどして、教職員（特に若年教員）への広報を充実させる必要がある。また、特に本市作成の資料については全て収集して閲覧できるようにする必要がある。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<p>○ 教育委員会学校教育部生徒指導・教育相談課の人権担当と連携し、教育委員会の刊行物等を活用を推進する。 ○ 教育実践サポート室の整備を継続して行う。 ○ 広報活動の充実を図る。</p>		

①推進のための取組み		
第4章 2-(1)-①-イ 指導方法・教材の改善と充実		
②施策の方向性		
確かな人権感覚を身に付けさせるための指導方法の工夫と教材の改善・充実		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
男女共同参画副読本の活用事業	平成12年度～	総務局
⑥事業・取組みの内容		
<p>男女共同参画意識の定着等を図るため、男女共同参画に関する基本的な項目を分かりやすくまとめた副読本を作成し、市内の小学5年生と中学1年生に配布するとともに、教師用として副読本の活用の手引きを配布している。</p> <p>また、教育委員会等と連携して、教育活動での活用促進に努める。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年7月 学識経験者と小中学校の教員等をメンバーとする副読本作成委員会の発足、素案の作成 ・平成13年度 原稿執筆、監修、印刷 ・平成14年度～ 学校での使用開始 ・平成18年度 第1次改訂版作成 ・平成23年度 第2次改訂版作成 ・平成28年度 第3次改訂版作成 ・令和3年度 第4次改訂版作成 		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評 価	<p>若年層に対する男女共同参画の啓発は必要であり、意識の定着とともに今後の進路選択の参考として役立っていると思われることから、今後も継続していきたい。</p>	
<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>教育現場で効果的な教材として活用いただくため、令和3年度に4回目の改訂を実施した。今後も5年毎を目安に改訂を行っていく。</p> <p>また、実際に教育現場での活用促進を図るため、教育委員会との連携強化に取り組む。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
継続実施		

2 人権教育・人権啓発を推進するための取組み

(1) 人権教育

①学校教育

ウ 人権感覚に優れた教職員の育成

教職員が人権尊重の理念について十分な認識と感性を身に付けることができるよう、研修を充実させ、実践的な指導力の向上を図ります。

〈施策の方向性〉

- 職務に応じた教職員研修の充実
- 実践力を高めるための効果的な研修や研修機会の拡充

①推進のための取組み																				
第4章 2-(1)-①-ウ 人権感覚に優れた教職員の育成																				
②施策の方向性																				
職務に応じた教職員研修の充実																				
③事業名	④実施期間	⑤所管局																		
児童・生徒の自殺予防のための教員等向け研修 (再掲) 第3章 2-(4) 第4章 2-(1)-①-ア	平成22年度～	保健福祉局																		
⑥事業・取組みの内容																				
<p>児童・生徒の自殺を予防するための取り組みとして、平成21年度に制作した小中学生向けの自殺予防パンフレットの活用に向けて、教育委員会と連携のうえ、市内小中学校のスクールカウンセラー・教員・保護者等を対象に研修を実施する。</p>																				
⑦令和3年度までの実施状況																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回数</td> <td>6回</td> <td>6回</td> <td>6回</td> <td>0回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>延228名</td> <td>延208名</td> <td>延201名</td> <td>0名</td> <td>118名</td> </tr> </tbody> </table>				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	回数	6回	6回	6回	0回	1回	参加人数	延228名	延208名	延201名	0名	118名
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度															
回数	6回	6回	6回	0回	1回															
参加人数	延228名	延208名	延201名	0名	118名															
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																				
評価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>教員及びスクールカウンセラーに対し、自殺対策及び児童・生徒の自殺予防について正しい知識の普及を図ると同時に、学校現場で活用できるツールを提供することにより、教員及びスクールカウンセラーの意識向上を図る機会となっている。</p>																			
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																				
<p>研修を受講した教員・スクールカウンセラーを中心として、学校全体への周知・理解をさらに広げていきたい。</p>																				
⑩令和4年度以降の実施計画																				
継続実施																				

①推進のための取組み		
第4章 2-(1)-①-ウ 人権感覚に優れた教職員の育成		
②施策の方向性		
職務に応じた教職員研修の充実		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
教職員人権教育研修	平成17年度～	教育委員会
⑥事業・取組みの内容		
人権問題解決に向けた教職員の担う役割とその重要性についての理解を深めるための研修を推進する。		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>教育センターでは、以下の研修を実施した。</p> <p><基本研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新採教諭等研修における人権教育及び公務員倫理に関する研修 ○ 新任・経年研修における人権教育及び公務員倫理に関する研修 ○ 管理職研修における公務員倫理に関する研修 ○ 職務別研修における新任人権教育担当主任を対象とした人権教育の推進に関する研修 <p><専門研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 課題別研修における人権教育研修 		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評 価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p><基本研修について></p> <p>新採・新任・経年研修においては、学校教育全体で推進する人権教育の重要性、教育活動の在り方について学ぶことができる研修を実施した。また、新任人権教育担当主任研修においては、人権教育の重要性や主任の職務の基本、校内での役割や具体的な推進方法について学ぶことができる研修を実施した。</p> <p><専門研修について></p> <p>人権教育研修では、教職員が人権尊重の理念を認識し、幼児児童生徒の人権意識の高揚を図り、自他の人権を守ろうとする態度や実践力を育むことができる研修を実施した。研修方法については、理論と実践の両面から学ぶことができるよう配慮した。また、職務の経験に応じた研修がなされるよう工夫した。これらの研修を通して、実践への意欲を喚起するとともに、実践的指導力の向上に資することができたにとらえている。今後も、関係各課と連携を深め、研修内容・方法のさらなる充実を図っていく。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修では、受講者の情報交換や実践への意欲の喚起にとどまらず、受講者個々の日々の実践や悩みの改善に資するように研修の一層の充実を図る。 ○ 人権教育研修において、同和問題やLGBTなど、多様化・複雑化する人権課題の内容等を取り上げ、理解を深めることができるようにする。 ○ 研修を通して、「人権教育教材集『新版いのち』」（平成26年度の作成）の活用をうながす。 ○ 研修を通して、「北九州市人権行政指針（第2次改訂版）」（令和2年度作成）の活用をうながす。 		
⑩令和4年度以降の実施計画		
教育センター主催の人権教育推進研修の実施		

①推進のための取組み		
第4章 2-(1)-①-ウ 人権感覚に優れた教職員の育成		
②施策の方向性		
実践力を高めるための効果的な研修や研修機会の拡充		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
人権教育推進事業（学校の人権教育研究推進、教職員研修派遣）	平成18年度～	教育委員会
⑥事業・取組みの内容		
<p>人権感覚に優れた教職員の育成に努めるため、派遣研修を通して教職員の人権問題に対する理解と認識を深め、学校における人権教育の充実を図る。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>令和3年度は、幼・小・中・特別支援学校に対し、12万2千円を上限に希望を募り、配分を行った。 （小学校：98校 中学校：51校 特別支援学校：7校 幼稚園：4園）</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	例年、積極的に派遣研修を行っており、研修内容も、各学校・園の状況に応じて、人権教育研究大会等派遣に限らず、幅広い教科等の研究大会等派遣や先行研究校視察派遣などでも活用している。 しかしながら、令和3年度は、コロナ禍で概ね予定どおりに実施できなかった。コロナ終息後においては、各学校・園に対し、派遣研修の有効性を高める指導・助言を継続的に実施していく。	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
○ 人権教育派遣研修費を未執行のまま返却する学校が一部にあり、それらの学校については、計画的かつ有効的な執行について指導を行っている。コロナ禍で実施が難しかった令和2年度は例外であるが、今後も継続して指導を行う。		
⑩令和4年度以降の実施計画		
「人権尊重の視点に立った学校づくり」に向けて教職員派遣研修の有効性を高める指導・助言		

①推進のための取組み		
第4章 2-(1)-①-ウ 人権感覚に優れた教職員の育成		
②施策の方向性		
実践力を高めるための効果的な研修や研修機会の拡充		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
学校におけるハラスメント防止対策事業	平成10年度～	教育委員会
⑥事業・取組みの内容		
<p>教職員のハラスメント問題に対する意識を向上させ、ハラスメントの防止への取組みを推進するため、教育委員会が作成し、全教職員へ配布した冊子などをもとに、全学校（園）や教育センター等においてハラスメント防止研修を実施する。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>1 研修 (1) 全学校（園）で毎年度実施 ・ハラスメント防止研修（平成30年度～） ・セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメント防止研修の実施（平成25年度～平成29年度） ・セクシュアルハラスメント防止研修の実施（平成10年度～平成24年度） (2) 教育センターで新採や管理職等を対象とした研修の公務員倫理の中でハラスメント防止について講義 (3) 各学校（園）で所属の新規採用職員に対しハラスメント防止研修を毎年度実施 2 研修資料（教育委員会作成） ・教職員向けの冊子「ハラスメント防止ハンドブック【学校（園）用】」（令和元年度～） ・研修用ワークシート「わいせつ行為やセクハラの根絶に向けて」（令和元年度～） ・「ハラスメント防止要綱」（平成27年度～） ・教職員向け冊子「学校におけるセクハラをなくすために」（平成17年度～）</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	各学校（園）や教育センター等で研修を行うことにより、各種ハラスメントに対する共通認識を深めるとともに、教職員のモラルの向上及び管理職のハラスメント防止に対する意識向上等に効果があった。	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
効果継続のため、各学校（園）において、今後も継続的に研修を実施していく必要がある。		
⑩令和4年度以降の実施計画		
各学校（園）や教育センターにおいて、研修に使用する資料を適宜改訂しながら、ハラスメント防止研修を継続的に実施。		

2 人権教育・人権啓発を推進するための取組み

(1) 人権教育

①学校教育

エ 地域・家庭との連携

「開かれた学校づくり」に努め、学校での人権教育の成果を家庭や地域にも伝えることで、人権教育の効果を高めていきます。また、学校間の連携に努めます。

〈施策の方向性〉

- 地域・家庭・学校の連携による人権教育の推進
- 「北九州市子どもを育てる10か条」「人権の約束事運動」などの市民運動への参加
- 学校間・校種間連携による継続的な人権教育の推進

①推進のための取組み		
第4章 2-(1)-①-エ 地域・家庭との連携		
②施策の方向性		
地域・家庭・学校の連携による人権教育の推進		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
学校開放週間	平成15年度～	教育委員会
⑥事業・取組みの内容		
<p>北九州市立の全校・園において「学校開放週間」を実施し、保護者や地域の方々が気軽に学校・園を訪れ、教育の現場を体感し、学校教育に対する理解を深めてもらうとともに、学校・園の情報を積極的に保護者や地域に公開する場とする。期間は、10月1日から11月30日までの2か月間のうち、少なくとも4日間を各校の判断により設定する。</p> <p>この「学校開放週間」を利用して、学校、家庭、地域の連携をより一層強化し、学校から人権教育の成果を家庭や地域に発信する。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>学校開放週間では通常の授業、掃除、給食及び部活動の公開、学習発表会や文化祭の観覧、PTAバザーの同時開催、地域住民との交流・連携事業などが行われ、多くの来校者があった。</p> <p>人権をテーマにした学習発表会や文化祭のほか、人権に関わる学習も保護者や地域住民参加型で実施した。</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>	<p>数年来の取組みで、学校開放週間は地域・保護者間に定着してきた。また、授業参観とは違い、学校におけるいろいろな生活場面を見てもらえるよい機会となっている。</p> <p>さらに、「開かれた学校づくり」が進められ、地域の方や保護者が気軽に来校する弾みとなり、学校・家庭・地域間の情報の共有や連携が図られ、学校における人権教育の効果を高めることができた。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>本事業は、保護者や地域の方々の学校教育の理解を深めるとともに、学校情報を市民と共有するために、重要な事業であると考えている。今後も、ホームページなどによる広報を実施するなど一層の推進を図る。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<p>・10月1日から11月30日までの2か月間のうち、少なくとも4日間を各校の判断により実施する予定であるが、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、実施について、適切に対応していく。</p>		

①推進のための取組み		
第4章 2-(1)-①-エ 地域・家庭との連携		
②施策の方向性		
地域・家庭・学校の連携による人権教育の推進		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
スクールヘルパーの配置（再掲）	第4章 2-(1)-①-ア	平成13年度～ 教育委員会
⑥事業・取組みの内容		
<p>学校教育の現場において、保護者や地域の住民等が様々な知識や経験を活かしながら子どもの安全対策や教育活動に関する支援などの活動を有償、無償ボランティアとして学校に登録・配置し支援を行う。</p> <p>【取組事例】</p> <p>登下校の安全指導、挨拶運動、環境整備支援（花壇の手入れ、学校図書館の整備、掲示物の整理等） 学校支援（授業プリントの採点、総合的な学習の時間の講師、特別支援学級への支援等） クラブ活動などの支援 その他の支援</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>地域学校協働本部事業を平成31年度より立ち上げ、中学校区に62本部設置している。また、地域と学校のパイプ役として地域学校協働活動推進員を配置している。令和元年度までは、84,732人が活動していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部活動を休止したため、活動人数が減少している。</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	スクールヘルパーの延べ人数は、新型コロナウイルス感染拡大における緊急事態宣言の発令によって活動の一部を休止していた。そのため、延べ活動人数が、令和元年度は、84,732人、令和2年度は、27,619人、令和3年度は、32,507人と減少している。しかし、令和3年度緊急事態宣言後の延べ活動人数は、増加している。	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より活動を中止していたが、活動再開後は、活動人数が増えている。</p> <p>今後は、感染拡大対策を講じながら活動できる範囲を増やしていき、地域と学校の連携を進めていきたい。また、地域学校協働活動推進員に対して研修を実施することで、地域人材を学校教育につなげていけるようにする。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
令和4年度～ 地域学校協働活動推進員への研修実施		

①推進のための取組み		
第4章 2-(1)-①-エ 地域・家庭との連携		
②施策の方向性		
地域・家庭・学校の連携による人権教育の推進		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
家庭・地域・学校パートナーシップ事業	平成14年度～	市民文化スポーツ局 教育委員会
⑥事業・取組みの内容		
<p>1 事業の目的 子どもの生きる力をはぐくみ、心豊かでたくましい子どもを育てるための体験活動の機会を充実させるとともに、家庭や地域の教育力の向上に向け、家庭教育に関する啓発や学習機会の提供を推進する。また、地域や家庭と学校が一体となって、教育力の向上に取り組む体制づくりを行う。</p> <p>2 事業の概要</p> <p>●家庭・地域への啓発事業 ア 北九州市子どもを育てる10か条普及促進、イ 家庭教育学級、ウ 子育てネットワークの充実</p> <p>●家庭・地域・学校の連携 エ 生き生きバリアフリー、オ 生活体験通学合宿、カ 地域・子ども交流事業</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>ア 北九州市子どもを育てる10か条普及促進 出前講演実施箇所：0箇所 参加人数：0人</p> <p>イ 家庭教育学級 市立幼稚園・小・中・特別支援学校家庭教育学級：161校 私立幼稚園・保育所家庭教育学級：25箇所 直営保育所：4箇所</p> <p>ウ 子育てネットワークの充実 子育てサポーター登録者数 1,508名 サポーターリーダー数：208名</p> <p>エ 生き生きバリアフリー 実施館（R03）：1館 参加人数：32人</p> <p>オ 生活体験通学合宿 実施館（R03）：0館 参加人数：0人</p> <p>カ 地域・子ども交流事業 実施館（R03）：127館 参加人数：19,538人</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>・コロナ禍の中、感染症予防対策を徹底し、出来る範囲で異学年交流、地域の大人との世代間交流を行い、地域の子どもの見守り育てる意識の向上につながった。 ・子どもや家庭を取り巻く環境が変化している中で、いつでもどこでも誰でも見ることが出来るウェブ漫画を作成し、家庭教育学級に参加できない保護者も含め、広く家庭教育の重要性の啓発を図り、あわせて子育て支援に関する情報を発信した。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>・より多くの保護者に対する学習機会及び子育て支援に関する情報の提供を図るため、ウェブ漫画を作成し配信を開始したが、さらなる周知を図るため、一層の広報を行う必要がある。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<p>・核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながり等、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、家庭教育学級のあり方について、引き続き検証を行っていく。 ・より多くの保護者に対する学習機会及び子育て支援に関する情報の提供を図るため、引き続きウェブ漫画を作成し配信を行う。</p>		

①推進のための取組み		
第4章 2-(1)-①-エ 地域・家庭との連携		
②施策の方向性		
地域・家庭・学校の連携による人権教育の推進		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
中学校区人権教育研究推進協議会	平成21年度～	教育委員会
⑥事業・取組みの内容		
<p>中学校区における幼稚園、小中学校で連携して人権教育に取り組むとともに、幼児児童生徒の情報交換や授業研究等、学校間や校種間の相互理解や連携に努める。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>市内全中学校区で、中学校区人権教育研究推進協議会を組織化し、小中連携した人権教育や校種間の相互理解に取り組んでいる。</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校と中学校の教員が、お互いの授業を参観したり、意見交換を行うことで、一貫した生徒指導や系統的な人権学習等の取組を行うことができるようになってきた。 ○ 子どもの状況について、情報交換が密になり、小中が連携した指導を行うことができるようになった。 ○ 異校種への教師の出前授業や小学生の部活の体験（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度中止）、合同清掃（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度中止）等、中1ギャップ解消に向けた取組が行われている。 	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校区人権教育研究推進協議会の取組を、より効果的な取組とするため、「北九州子どもつながりプログラム」（北九州市対人スキルアッププログラム）や「新版いのち」等の活用と実践について校区の実情に合わせて共通理解をして推進を行っていく必要がある。 ○ 小中連携した取組だけでなく、小小連携も推進していく必要がある。 		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<p>全中学校区における活動実態把握と有効性を高める指導・助言。</p>		

①推進のための取組み		
第4章 2-(1)-①-エ 地域・家庭との連携		
②施策の方向性		
「北九州市子どもを育てる10か条」「人権の約束事運動」などの市民運動への参加		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
「北九州市子どもを育てる10か条」普及促進事業	平成15年～	教育委員会
⑥事業・取組みの内容		
<p>【事業目的】 平成15年10月、地域や家庭の教育力向上を目指し、公募方式で制定した「北九州市子どもを育てる10か条」について広く市民に実践してもらうため、様々な方法で普及促進を図る。</p> <p>【事業概要】</p> <p>(1) 10か条普及促進のための広報活動 マグネットシートの作成・配布</p> <p>(2) 出前講演の実施 出前講演の広報及び実施</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>○チラシ、ポスター、カードの配布をマグネットシートの作成・配布に転換</p> <p>○出前講演実施（令和3年度実績） 実施箇所 0箇所 参加人数 0人（2件の申し込みがあったが、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止により、中止）</p> <p>○のぼり旗配布 北九州市立幼、小・中・特別支援学校、市民センターの希望館に各学校10枚（1セット）配布、掲示依頼</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>子どもを育てる10か条は、家庭や地域の教育力向上のための指針となっている。本年度は、広報活動として、チラシではなく、マグネットシートの作成・配布を行うようにした。また、出前講演では、一人の人間を慈しみ、愛情をもって育てる親のあるべき姿を市民に啓発するようになっていたが、新型コロナウイルス感染防止のため実施が難しく、2件の申し込みがあったが中止となった。</p>	
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
出前講演については、オンライン等、様々な実施方法を検討し、周知をしていく。		
⑩令和4年度以降の実施計画		
継続して実施		

①推進のための取組み		
第4章 2-(1)-①-エ 地域・家庭との連携		
②施策の方向性		
「北九州市子どもを育てる10か条」「人権の約束事運動」などの市民運動への参加		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
「人権の約束事運動」の推進	平成18年度～	教育委員会
⑥事業・取組みの内容		
<p>「人権文化のまちづくり」を進めるため、人権に関する身近なテーマを市民相互の約束事として守りあう「人権の約束事運動」を推進する。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>「人権の約束事運動」の発足（平成19年11月）に教育委員会として参加し、市民センターはもとより、市立幼稚園・小・中・特別支援学校全校への参加登録を呼びかけ、現在、全ての市立校が参加登録している。</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評 価		
<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>	<p>全ての市民センター、市立幼稚園、小・中・特別支援学校の参加登録が完了した。また、市民センターの館報に「人権の約束事」が掲載されるなど、市民に浸透している。今後は、登録した約束事がどのように浸透し、守られていくかを注視していく必要がある。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>今後も、あらゆる活動の場において、「人権の約束事運動」がきっかけとなり、市民活動が持続的に発展するよう、さまざまな機会を捉え、働きかけていく。</p> <p>市民センター館長等研修においても、モモマルくんを通した「人権の約束事運動」の実施等の活動を促している。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<p>学校や市民センター等にモモマルくんや啓発グッズの活用を促進するとともに、参加登録した約束事の実行を働きかけていく。</p>		

①推進のための取組み		
第4章 2-(1)-①-エ 地域・家庭との連携		
②施策の方向性		
学校間・校種間連携による継続的な人権教育の推進		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
特別支援教育推進事業	平成19年度～	教育委員会
⑥事業・取組みの内容		
<p>障害のある子どものもてる力や可能性を最大限に伸ばし、主体的に自立や社会参加できる力を育成するため、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う。</p> <p>特に、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等と関係機関の緊密な連携の下、保護者の理解を図り、幼児期から学校卒業後を見通した指導・支援に必要な情報の引継ぎツールである「個別の教育支援計画」の作成と活用を図る。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>1 個別の教育支援計画の作成について</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に在籍する全児童生徒について作成し、保護者や関係機関等と連携し一貫した指導や支援ができるようにしている。 プロフィールや個別の移行支援計画についても様式の改訂を行い、個人情報の保護や円滑な移行の推進を図り、作成率は100%となった。 幼稚園については、小・中学校と同様に共通様式を作成し、教育イントラナビに掲載した。 <p>2 幼稚園・小学校・中学校・高等学校での個別の指導計画の作成及び活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に在籍する全児童生徒について、作成率は全体で100%となった。 個別の指導計画の作成及び活用については、特別支援教育相談センターの巡回相談や特別支援教育コーディネーターに対する研修等で指導している。 		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>個別の教育支援計画及び個別の指導計画ともに、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒について、作成率が100%になった。</p> <p>だが、乳幼児期から就労までを見通した連続性のある支援（切れ目のない支援）を行うためには、特別な支援が必要な全ての子どもを対象に作成を促し、進路先に引き継ぐ際に効果的に活用していく必要があるため、引き続き活用について周知を図っていく。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>個別の教育支援計画の作成率を維持し、活用を進めていく必要がある。これまでの各校・園に対する働きかけの機会を増やし、作成や活用によって得られる効果や作成の手順について具体的な事例と併せ、研修会等の機会をとらえて詳しく説明していく必要がある。教職員や保護者に対する作成の意義・活用や効果についての周知を更に図るとともに、相談機能を効果的に活用することにより、作成・活用への具体的な支援を行う。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<p>教育イントラナビに掲載している個別の教育支援計画及び個別の指導計画の記入マニュアルの周知を図る。教育センターや特別支援教育課が行う研修会や連絡会議、指導主事による学校訪問等の際に、作成の必要性や効果的な活用等について説明する。個別の教育支援計画に関する保護者への理解・啓発を、就学相談や教育相談等の機会を通じて行うとともに、相談で得た情報を整理し、個別の教育支援計画に記載するための情報を学校・園と共有する。</p>		

①推進のための取組み		
第4章 2-(1)-①-エ 地域・家庭との連携		
②施策の方向性		
学校間・校種間連携による継続的な人権教育の推進		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業	平成29年度 ～令和3年度	教育委員会
⑥事業・取組みの内容		
<p>行政区7区に2～3校ずつ対象校を指定し、特別支援学校と地域の学校の児童生徒が、障害者スポーツや文化・芸術活動に共に取り組むことにより、互いの個性や多様性を尊重する意識を育てる。</p> <p>障害のある方々の思いや願い等を小・中学校等の児童生徒に考えさせる機会を設けることで、人権意識の高揚を図り、児童生徒の視野を広げることによって、障害者理解や相互理解につなげる。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>令和3年度も令和2年度に引き続きコロナウイルス感染症拡大防止の観点から、他校との交流行事は実施していない。下記の実施状況は令和元年度のもの。</p> <p>【実施校】 ○門司区 門司総合特別支援学校、小森江西小学校 ○小倉北区 県立小倉聴覚特別支援学校、三郎丸小学校 ○小倉南区 小倉南特別支援学校、県立北九州高等学校 ○若松区 小池特別支援学校、ひびきの小学校、江川小学校 ○八幡東区 県立北九州視覚特別支援学校、高見中学校 ○八幡西区 八幡西特別支援学校、大原小学校 ○戸畑区 北九州中央高等学園、北九州市立高等学校</p> <p>【実施内容】 スポーツ（ふうせんバレーボール、ペガールボール等の障害スポーツ、パラリンピック銀メダリストを講師に招聘したボッチャ交流）、地域での奉仕活動（地域の祭でのおもてなし交流）</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>令和3年度は実施なし。 （下記状況は令和元年度分） 市内7行政区において市立県立の特別支援学校と小・中・高等学校の実施校を指定して、スポーツや文化・芸術活動を通して障害のある子どもと障害のない子どもが交流することで、お互いを理解し、大切にしている心情や態度を育むことができた。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>本事業を継続して実施してきたことや、障害特性等について事前指導を行ったり、交流校間で、事前に児童生徒の情報交換を行ったりしたことで、スムーズな交流が行えるようになってきた。さらなる深化を図るため、対象学年を複数学年に拡大したり、他のモデル地域の取組を取り入れたりして、一層の充実を図るようにする。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<p>令和3年度で国の事業終了 令和4年度以降は学校間で調整し、交流活動を継続する予定。</p>		